【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成26年5月21日

【発行者名】 阪急リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 白木 義章

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【事務連絡者氏名】 阪急リート投信株式会社

取締役経営管理部長 夏秋 英雄

【電話番号】 06-6376-6821

【届出の対象とした募集内国投資 証券に係る投資法人の名称】 阪急リート投資法人

【届出の対象とした募集内国投資

形態:投資証券

証券の形態及び金額】

発行価額の総額:その他の者に対する割当 667,553,900円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成26年5月21日開催の役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 内国投資証券(投資法人債券を除く。)
 - (3)発行数
 - (4)発行価額の総額
 - (5)発行価格
 - (14) 手取金の使途
- 第4 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券(投資法人債券を除く。)】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称			みずほ証券株式会社	
割当口数			1,300□	
払込金額			652,874,300円	
割当予定先 の内容	本店所在地		東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名		代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額(平成25年12月31日現在)		125,167百万円	
	事業の内容		金融商品取引業	
	大株主(平成25年9月30日現在)		株式会社みずほフィナンシャルグループ	95.8%
			農林中央金庫	4.2%
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している		
		割当予定先の株式の数	-	
		割当予定先が保有している		
		本投資法人の投資口の数	5 □	
		(平成25年11月30日現在)		
	取引関係		一般募集(後記「第4 募集又は売出しに関する特別記	
			載事項 オーバーアロットメントによる売出し等につい	
			て」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社	
			です。	
	人的関係		-	
本投資口の保有に関する事項			-	

⁽注) 払込金額は、平成26年4月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として 算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称			みずほ証券株式会社	
割当口数			1,300□	
払込金額			667,553,900円	
割当予定先 の内容	本店所在地		東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名		代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額(平成25年12月31日現在)		125,167百万円	
	事業の内容		金融商品取引業	
	大株主(平成25年9月30日現在)		株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
			農林中央金庫 4.2%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している		
		割当予定先の株式の数	-	
		割当予定先が保有している		
		本投資法人の投資口の数	5 □	
		(平成25年11月30日現在)		
	取引関係		一般募集(後記「第4 募集又は売出しに関する特	別記
			載事項 オーバーアロットメントによる売出し等につい	
			て」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社	
			です。	
	人的関係		-	
本投資口の保有に関する事項			-	

(注)の全文削除

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

652,874,300円

(注) 発行価額の総額は、平成26年4月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の 終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

667,553,900円

(注)の全文削除

(5)【発行価格】

<訂下前>

未定

(注) 発行価格は、平成26年5月21日(水)から平成26年5月27日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

513,503円

(注)の全文削除

(14)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における本投資法人の手取金上限(<u>652,874,300</u>円)については、手許資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金、特定資産の取得にあたって利用した預り敷金・保証金の返還(注2)又は借入金の返済に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(<u>6,528,743,000</u>円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 3 投資対象 (1)取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

- (注1) 上記の各手取金は、平成26年4月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の 終値を基準として算出した見込額です。
- (注2) 運用資産の賃借人が差し入れた敷金・保証金の一部については、将来の返還に備えて信託勘定に現預金として留保されますが、信託受託者との合意に基づいて、本投資法人がその一部を利用することが可能となっており、利用している敷金・保証金の一部の信託勘定への返還に充当します。なお、平成26年2月28日現在、利用している敷金・保証金は4,978百万円です。

<訂正後>

本件第三者割当における本投資法人の手取金上限(667,553,900円)については、手許資金とし、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金、特定資産の取得にあたって利用した預り敷金・保証金の返還(注)又は借入金の返済に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金(6,675,539,000円)については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 3 投資対象 (1)取得予定資産の概要」に記載の本投資法人による新たな特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 運用資産の賃借人が差し入れた敷金・保証金の一部については、将来の返還に備えて信託勘定に現預金として留保されますが、信託受託者との合意に基づいて、本投資法人がその一部を利用することが可能となっており、利用している敷金・保証金の一部の信託勘定への返還に充当します。なお、平成26年2月28日現在、利用している敷金・保証金は4,978百万円です。

(注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

(1) 本投資法人は、平成26年5月12日(月)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口13,000口の一般募集(以下「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集と同時に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主から1,300口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返却に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年6月20日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返却を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(1) 本投資法人は、平成26年5月12日(月)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口13,000口の一般募集(以下「一般募集」といいます。)を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した<u>結果</u>、一般募集と同時に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口1,300口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を<u>行います。</u>本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返却に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、<u>平成26年5月24日(土)</u>から平成26年6月20日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返却を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)